

平成二十一年六月二十二日提出
質問第五七九号

北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する質問主意書

本年六月十一日の衆議院本会議において、北方領土問題等解決促進特別措置法（以下、「北特法」という。）の改正案が可決された。右を踏まえ、質問する。

一 今次「北特法」が改正されること並びにその内容に対する外務省の見解如何。

二 報道によると、「北特法」の改正により、同法において北方四島を我が国固有の領土とする記述がなされることにつき、ロシアの政権与党「統一ロシア」のサハリン支部が、「両国の友好関係を引き裂く」、

「日本が直面する経済問題から国民の目をそらすための茶番」と抗議する声明（以下、「抗議声明」という。）を採択し、日本語に翻訳した上で在ユジノサハリンスク日本国総領事館（以下、「総領事館」という。）に送付する意向であるとのことであるが、「抗議声明」の内容を外務省として承知しているか。

三 「総領事館」として、「抗議声明」の送付を受けているか。

四 「抗議声明」に対する外務省の見解如何。

右質問する。